

大阪大学知的財産権等の使用円滑化に関する ガイドライン

1. 基本的考え方

- (1) 大阪大学（以下「本学」という。）は、わが国の知の創造拠点の一翼を担って最先端研究領域における高水準の学術研究及び研究開発に貢献し、その成果をイノベーション創出に繋げることを標榜している。本学は、総合科学技術会議の「大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針」（平成18年5月23日）及び「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」（平成19年3月1日）を踏まえ、本学単独所有の知的財産権等の他大学等における非営利目的の研究における使用を円滑化し、以てわが国大学等における研究の自由度を高めて学術振興及び研究開発の促進を加速するために、本ガイドラインを定めて公開するものである。
- (2) ライフサイエンス分野においては、リサーチツールは汎用性が高く代替性に乏しいものが多く、知的財産権等の中でもとりわけリサーチツール特許等が大学等の研究において円滑に使用できない場合には、学術研究及び研究開発に支障が生じる可能性が大きいと指摘されている。本学は、本ガイドラインにおいて、リサーチツール特許等の使用円滑化の方針についても公開し、わが国のライフサイエンス分野における学術振興及び研究開発の促進とイノベーション創出に資するものである。

2. 本ガイドラインにおける用語の定義

- (1) 「大学等」とは、わが国における大学、大学共同利用機関、高等専門学校、研究開発を行っている国の施設等機関、公立の試験研究機関、研究開発を行っている特殊法人及び独立行政法人をいう。
- (2) 「知的財産権等」とは、特許権、実用新案権、意匠権、育成者権、データベースの著作物の著作権、プログラムの著作物の著作権、及び回路配置利用権ならびにそれらを受ける権利を合わせていう。
- (3) 「非営利目的の研究」とは、大学等単独で行われる基礎研究や事業化段階に入る前の研究をいう。
- (4) 「リサーチツール特許等」とは、ライフサイエンス分野において研究を行うための

道具として使用される物又は方法に関する日本特許を受ける権利とそれに基づく特許権をいい、実験用動植物、細胞株、単クローン抗体、スクリーニング方法等に関する当該特許権等が含まれる。なお、「リサーチツール特許等」のうち、商品化され市場において一般に提供されている物又は方法については、本ガイドラインの対象外とする。

- (5) 「研究使用」とは、大学等において非営利目的の研究のために非独占的に使用することをいう。

3. 大学等の非営利目的の研究のための「研究使用」の運営・管理

- (1) 本学は、他大学等から本学単独所有の知的財産を「研究使用」することを求められた場合、大学等における研究の自由度を高めるため、権利行使しない。ただし、本学は、本学単独所有の知的財産の「研究使用」を認めた他大学等が民間企業との共同研究において使用することを認めるものではない。
- (2) 本学は、本学単独所有の知的財産権等を創出した本学研究者が他大学等へ異動して本学単独所有の知的財産を「研究使用」する場合、権利行使しない。
- (3) 本学は、本学単独所有の知的財産権等を他大学等へ権利移転する必要がある場合は、権利取得に要した費用を上限とする譲渡対価で移転できるものとする。
- (4) 本学単独所有の知的財産の「研究使用」により研究を行う者には、後続する研究開発の成果の公表の自由が原則として認められ、また、公表に対する制約は、未公開の知的財産権等を保護する必要がある場合等、合理的な理由がある場合に限られるものとする。
- (5) 本学が民間企業との共同研究において他大学等の知的財産権等を使用する場合は、当該民間企業がその責任において他大学等と協議して実施許諾等を受けるよう求めるものとする。

4. リサーチツール特許等と研究成果有体物の運営・管理

- (1) 本学は、他大学等から非営利目的の研究のために本学単独所有の「リサーチツール特許等」の「研究使用」を求められた場合、大学等における研究の自由度を高めるため、権利行使しない。
- (2) 本学は、民間企業が本学との共同研究を通して、本学単独所有の「リサーチツール特許等」を用いた事業を計画している場合やその事業化に支障があると認められる場合は、他大学等の本学単独所有の知的財産の「研究使用」に関して当該企業と協議して方針を定めるものとする。
- (3) 本学は、他大学等から民間企業との共同研究や受託研究のために本学単独所有の「リ

サーチツール特許等」の非独占的な使用を求められた場合、ライセンス対価は当事者間で協議して合理的に定めるものとする。

(4) 本学は、民間企業と権利を共有する「サーチツール特許等」のライセンス供与を他大学等から求められた場合、ライセンス対価は当事者間で協議して合理的に定めるものとする。

(5) 本学は、「サーチツール特許等」のライセンス供与を民間企業から求められた場合、第三者へのサブライセンスの制限、目的外使用の禁止、特許に関連するノウハウの保護等、対価以外の妥当なライセンス条件が付されることを妨げるものではない。

ただし、学术论文の発表の自由を不当に制限することがないように留意するとともに、「サーチツール特許等」を使用して得られた研究開発の成果に関し、独占的なグラントバック（特許権許諾者が供与された技術の改良によって創出した特許等の知的財産について特許権者に譲渡させる契約）の義務を課す等、独占禁止法上問題となる条件を付すことのないように留意するものとする。

(6) 「サーチツール特許等」が研究の場において円滑に使用されるためには、特許のライセンス供与に加えて、当該特許に係る研究成果有体物の円滑な提供が不可欠であることから、本学は、他大学等から非営利目的の研究のために本学単独所有の研究成果有体物の非独占的な使用を求められたときは、原則、無償で提供するものとし、迅速な手続きに努める。

(7) 本学は、本学単独所有の「サーチツール特許等」並びにそれらに係る供与可能な研究成果有体物等についての情報を公開し、検索を可能とするデータベースを構築するものとする。

5. 「研究使用」の運営・管理

(1) 本学は、大学等における研究の場において本学単独所有の知的財産権等の「研究使用」が円滑に運用されるように、本ガイドラインを学内に広く周知し、研究者との認識の共有を進めるものとする。

(2) 本学は、他大学等の知的財産権等の「研究使用」の供与を受ける場合、当該他大学等の知的財産権等の許諾・使用等に関する方針等を遵守するようその管理に努めるものとする。

(3) 本ガイドラインに記載のない知的財産権等の使用円滑化に関する事項は、産学連携推進本部において審議する。

以上